

平成 27 年度 監査年間計画

1 実施方針

本年度の監査の実施に当たっては、市の事務事業等について、適法性に加えて、経済性、効率性及び有効性の視点から監査等を実施するとともに、適宜必要な指導を行い、原局からの相談を受けるなど、より実効性のある監査事務を実施する。併せて、公認会計士の専門的知見を活用することで監査機能の強化を図るとともに、監査を通じて把握した全庁的な課題等について、意見、提案を行う。

また、監査事務の効率的な実施に向けて、重点事項を定め、各種監査相互に連携、調整を図るなど計画的な監査等を実施する。

さらに、監査の結果に対して講じられた措置の状況を適切に把握し、監査の実効性を確保する。

2 監査等の種別、対象部局等

(1) 定期監査

ア 財務監査

平成 26 年度及び 27 年度執行分を監査の範囲とするが、必要に応じて過年度執行分も監査の範囲に加え、書類審査及び現地調査により実施する。また、組織改正、事務移管が実施された部署については、財務関係事務の適切な継続について調査を行う。

なお、対象部局はおおむね 3 年間で一巡することとし、本年度の対象部局、実施時期等は、行政監査及び包括外部監査の実施状況等も踏まえ、別紙平成 27 年度監査計画表（以下「監査計画表」という。）のとおりとする。

イ 工事監査

平成 25 年度及び 26 年度に完了した工事及び工事関連の設計等業務委託を監査の範囲とし、計画、設計、積算、施工等が適切に行われているか、書類審査及び現地調査により実施する。

なお、対象部局は 2 年間で一巡することとし、本年度の対象部局、実施時期等は、監査計画表のとおりとする。

(2) 行政監査

事務事業の適正な執行確保のため、定期監査及び包括外部監査の実施状況等を踏まえ、行政運営上の課題など、時宜を得たテーマを選定し、監査を実施する。

(3) 財政援助団体等監査

主に平成26年度執行分を監査の範囲とし、財政援助、出資及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が適正かつ効率的に執行されているか、所管部局の指導監督が適切に行われているかについて、書類審査及び現地調査により実施する。

また、公認会計士が有する専門的知識及び経験を活用し、指定管理者の経営の安定性確認をはじめ、財務諸表の分析などを行う。

なお、対象団体の選定については次のとおりとし、本年度の対象団体、実施時期等は、監査計画表のとおりとする。

ア 財政援助団体

補助金等、市の財政的援助の程度等を勘案し抽出して実施する。

イ 出資団体

出資率等を勘案しておおむね5年間で対象団体を一巡するよう実施する。

ウ 指定管理者

原則として指定期間中に1回実施することとし、施設の目的の類似性等を踏まえて対象施設を抽出して実施する。

(4) 現金出納検査

現金の出納について、毎月の計数を確認し、その保管状況及び証書類を検査するとともに資金収支の動向を把握する。検査の結果については、3か月分をまとめて市長及び議会に報告する。

(5) 決算審査

ア 一般会計及び特別会計

決算書類の計数を検証するとともに、歳入歳出予算の執行状況、会計経理の処理、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について審査する。

イ 公営企業会計

決算書類の計数を検証するとともに、業務実績、収益的収支及び資本的収支の予算執行状況並びに経営成績、財政状態及びキャッシュ・フロ

一について審査する。

(6) 基金審査

基金運用状況書類の計数を確認し、基金が目的に沿って運用されているかについて審査する。

(7) 健全化判断比率等審査

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書類等の関係書類と照合することなどにより、その適正性を審査する。

(8) 住民監査請求監査

住民から請求が出された場合は速やかに要件審査を行い、受理した事案は法定期間内に意見陳述等監査を行い、その結果を公表する。

(9) その他の監査

随時監査等については、その都度協議して実施する。

平成27年度監査計画表

川崎市監査事務局

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	事前監査		決算審査			定期監査・財政援助団体等監査			定期監査			
財務 監査課	事前監査 (決算・定監・財援)		一般会計及び特別会計決算審査 一般会計 特別会計(13会計)			第1回定期(財務)監査 市民・子ども局 区役所子ども支援室			第2回定期(財務)監査 環境局 まちづくり局 港湾局 会計室 交通局 病院局 消防局 市民オンブズマン事務局 選挙管理委員会事務局 監査事務局 人事委員会事務局			
			基金審査 運用基金(1基金)			財政援助団体等監査 財政援助団体 (公財)かわさき市民活動センター 出資団体 川崎市土地開発公社 川崎市住宅供給公社 (公財)川崎市身体障害者協会 (一財)川崎市まちづくり公社 みぞのくち新都市株式会社						
			公営企業会計決算審査 病院事業会計 下水道事業会計 水道事業会計 工業用水道事業会計 自動車運送事業会計			公の施設(指定管理者) 川崎市わーくす川崎 御幸日中活動センター (社福)県央福祉会 井田重度障害者等生活施設 井田重度障害者等生活施設共同事業体 川崎市視覚障害者情報文化センター (社福)日本点字図書館 川崎国際生田緑地ゴルフ場 東急リゾートサービス・ 石勝エクステリア共同事業体 川崎市岡本太郎美術館・生田緑地・ 川崎市立日本民家園・川崎市青少年科学館 生田緑地運営共同事業体 川崎市営霊園(緑ヶ丘霊園・緑ヶ丘霊堂・ 早野聖地公園) 川崎市営霊園パートナーズ 川崎市子ども文化センター (公財)かわさき市民活動センター 川崎市立多摩病院 (学)聖マリアンナ医科大学						
			健全化判断比率等審査 健全化判断比率(4比率) 資金不足比率									
			第1回定期(工事)監査 上下水道局			第2回定期(工事)監査 まちづくり局、交通局、病院局						
例月現金出納検査												
行政 監査課	行政監査											
	住民監査請求監査等											
監査結果に対する措置状況確認												